

滋賀YMCA会則

本会は、世界キリスト教青年会同盟結成の基準である次に掲げるパリ基準を承認する。

(パリ基準)

「われら世界のYMCAは、イエス・キリストを聖書に従ってわが神わが救い主と仰ぎ、信仰とその生活において彼の弟子でありたいと願う青年たちを一つとし、イエス・キリストの精神が広く青年の間に生かされるよう、その努力を結集する。」

(滋賀YMCA－わたしたちの使命)

わたしたち滋賀YMCAは、神がイエス・キリストに示された愛と奉仕の生き方を多くの人とわかち合い、「正義と平和と喜び」の共生社会をきづくことをめざします。

1. 人間の自由と権利を守り、平和と正義の実現に努力します。
2. 「いのち」への共感をひろげるために、生命と自然と文化を守ります。
3. 愛と理解と寛容の地域社会をもとめ、苦しみと痛みのなかにいる人に仕えます。
4. 子どもたちの「こころ」と「からだ」の限りない成長のために努力します。
5. 地域の人びとと共に「生きることの質」をたかめ合う場と機会を提供します。

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、滋賀YMCAという。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を滋賀県近江八幡市鷹飼町537番3号に置く。

(同盟への加盟)

第3条 本会は、日本キリスト教青年会同盟に加盟する。加盟することにより「YMCA」という名称を使用し、YMCA運動に加わる。

(事業年度)

第4条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本会は、キリスト教精神に基づき、会員の精神、知性及び身体の調和のとれた発達をはかり、会員相互の交わりと協力とにより奉仕の精神を養い、平和で人間性の尊ばれる民主的社会を実現することを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するため、国内外のYMCA、ワイズメンズクラブと協働し、他のNGO（非政府組織）、NPO（非営利公益民間団体）、市民ボランティアグループ、地方自治体等と協力して、地域のニーズに適した健康・野外活動、職業・語学教育、国際理解・協力活動、福祉活動など、生涯をと

しての学習活動を提供する。また、ボランティアの養成を行なう。

(設置および構成する法人)

- 第7条 本会の目的を達成するため前条の事業を行うにあたり、本会は一般財団法人滋賀 YMCA を設置する。
- 2 本会が日本キリスト教青年会同盟へ加盟することにより、一般財団法人滋賀 YMCA の名称を用い、YMCA ミッション遂行のため日本と世界の YMCA 運動へ加わる。

第3章 会 員

(会員)

- 第8条 本会の目的に賛同し、その達成を願う者及び活動に参加する者は、会費を納入して会員となることができる。
- 2 入会および退会は所定の手続きによる。
 - 3 18歳未満の者は、少年会員とする。
 - 4 18歳以上の会員で本会の目的達成への協力を表明した会員は、総会構成員となることができる。総会構成員の資格基準については、常議員会の定める内規による。

(入退会)

- 第9条 本会への入会及び本会からの退会の手続は、所定の手続によるものとする。

(会費)

- 第10条 会員は常議員会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(名誉会員)

- 第11条 本会に名誉会員を置くことができる。名誉会員は理事会が推挙し、常議員会において議決される。

(会員資格の喪失)

- 第12条 会員が本会の名誉をけがす言動をしたときは、常議員会の議決によって除籍することができる。

第4章 常議員並びに常議員会

(常議員の定数)

- 第13条 本会に常議員7名以上15名以内を置く。

(常議員の資格)

- 第14条 常議員は、次に掲げる者とする。
- (1) 20歳以上の総会構成員である者。ただし常議員総数の過半数はキリスト者でなければならない。
 - (2) 総主事の職にある者。
- 2 前項第1号および第2号に規定する常議員が、会員としての資格を喪失したときは常議員の職を失うものとする。

(常議員会の構成)

- 第15条 常議員は、常議員会を組織し、常議員会議長及び副議長各1名を互選する。
- 2 常議員会議長及び副議長の任期は、4年とし、再任の場合、連続して2期までとする。
 - 3 常議員会議長は、年3回以上常議員会を招集して、その議長となる。
 - 4 常議員会副議長は、常議員会議長に支障があるとき、その職務を代行する。

(常議員の選出)

- 第16条 常議員は、常議員会において選出される。
- 2 常議員候補者の推薦については、別に定める。
 - 3 常議員候補者は、常議員会にて承認の上、総会にて承認を受け、常議員に選任される。

(常議員の任期)

- 第17条 常議員の任期は4年とする。
- 2 補欠により選任された常議員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 常議員は、任期満了後でも後任者の就任するまでは、その職務を行う。

(常議員会の職務)

- 第18条 常議員会は、次の事項を扱う。
- (1) 理事の推薦と常議員の選任
 - (2) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (3) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (4) 長期借入金についての事項
 - (5) 総会の議案
 - (6) その他常議員会が必要と認めた事項

(総主事と職員)

- 第19条 本会に総主事、主事その他の職員を置く。
- 2 総主事は設置する法人の理事となる。
 - 3 総主事は統括責任者として、全国総主事会議の構成メンバーとなる。
 - 4 総主事として選任される者は、日本キリスト教青年会同盟より認証された者とする。
 - 5 総主事は理事会の決定に従い、本会の会務を処理し、事業運営の任にあたる。
 - 6 総主事の任期は、4年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 7 総主事は職員の人事権を持つ。
 - 8 主事は総主事の命をうけ、担当部門の事業運営にあたる。

第5章 委員会並びに委員長

(委員会)

- 第20条 常議員会は事業運営のために委員会を組織し、総会構成員のなかから委員を委嘱する。また必要に応じて、総会構成員外の人を委員に加えることができる。
- 2 委員の員数及び職務は、常議会が別に定める。
 - 3 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

(委員長)

第21条 委員長は委員の互選により選出する。

第6章 総 会

(総会の構成)

第22条 総会は第8条に定めた総会構成員をもって組織し、常議員会議長が議長となる。

(定期総会)

第23条 常議員会議長は、毎年6月末日までに定期総会を招集する。

2 定期総会は、次の事項を行い、また会員相互の交わりを深める。

- (1) 事業及び収支決算の報告
- (2) 事業計画及び収支予算の報告
- (3) 本会則の変更
- (4) 常議員会より提出された議案の審議
- (5) 会員の交流及び意見交換
- (6) ユースボランティアの委嘱
- (7) 会員の表彰
- (8) その他

(臨時総会)

第24条 臨時総会は、常議員会の決議又は総会構成員の3分の1以上の要求によって開くことができる。

(総会の成立及び議決)

第25条 総会は、毎年3月末現在の総会構成員の3分の1以上の出席によって成立する。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

2 議事は、出席した総会構成員の過半数の同意を得て可決する。

(総会の通知)

第26条 総会の議事と日時は、総会開催日の2週間前までに総会構成員に通知しなければならない。

第7章 賛 助 会 員

(賛助会員等)

第27条 本会に賛助会員を置く。賛助会員は、拠金その他の方法により、本会の事業を援助する個人、団体又は法人とする。

2 賛助会の組織については別に定める。

第8章 補 則

(会則の変更)

第28条 本会則は、総会において出席総会構成員の3分の2以上の同意によって変更することができる

(同盟の承認)

第29条 本会則の第1条(名称)、第3条(加盟)、第4条(事業年度)、第5条(目的)、第8条(会員)、第14条(常議員の資格)、第15条(常議員の構成)、第16条(常議員の選出)、及び本条(同盟の承認)を変更するには、日本キリスト教青年会同盟委員会の承認を受けなければならない。

付 則

(施行期日)

第30条 この会則は、2019年7月1日から施行する。